

「令和5年基準 公共建築工事積算基準の解説」（設備工事編）WEB講習会の質問及び回答

No.	編・章等	解説頁	質問	回答
1	Ⅲ 2	57	従前は「その他工事」として扱っていた工事（さく井設備、特殊ガス設備など）を、一般工事に含めて発注する場合、共通仮設費の区分はどうなるのか。また、従前は当該据付調整費及び諸経費まで含んで見積りを取付し計上していたが、今回の改定により、見積りの取り方や計上の仕方を変更する必要があるのか。（諸経費は含まないで計上するなど）	共通仮設費を直接工事費に対する比率により算定する場合、従前の基準では「その他工事」としていたさく井設備などは「一般工事」として扱います。見積りの収集及び計上の方法は従前と変更ありません。
2	Ⅲ 2 Ⅲ 3	62, 71	「(4)とりこわし工事の取り扱い」では「6 発注形態による共通費の算定」(P82)と異なり、「とりこわし工事等」となっていないのでとりこわし工事のみについての記載となっているかと思いますが、昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者(旧積算基準 その他工事扱いのもの)を含めて発注する場合は、一般経費で見るとべきなのか、見積りによる共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を別途積み上げるのかお教えてください。また、別途積み上げの場合はRIBC2でそのような手法が可能なのでしょうか。	お考えの通り「(4)とりこわし工事の取り扱い」は、とりこわし工事のみについて記載しています。昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者(旧積算基準 その他工事扱いのもの)を電気設備工事又は機械設備工事に含めて発注する場合の共通費の計算は、これらの価格を一般工事として扱います。この場合の価格には、製造業者・専門工事業者の下請経費を含みます。なお、RIBC2では「共通費積み上げ等」に金額を入力することにより積み上げが可能です。
3	Ⅲ 6	82	6 「(1) 製造業者・専門工事業者に工事を単独で発注する場合」の積算基準等資料「8 とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定」では、「とりこわし工事等」（とりこわし工事、さく井設備工事等）となっていますが、この「等」は旧積算基準のその他工事扱いのものという考えでよろしいのでしょうか。	積算基準及び積算基準等資料の「その他工事」の規定は、廃止されました。「とりこわし工事等」とは、昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する工事を指します。これらの工事の共通費の算定は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上します。適用にあたっては、工事内容により適切に判断してください。
4	Ⅶ 第1章 第1節 7	562	機械根切の後の床付けは、計上する必要がないのでしょうか。	公共建築工事積算基準 第5(3)数量 において「算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。」と規定されています。「公共建築数量積算基準」では、「根切り床付けの数量は、基礎、基礎梁下、耐圧盤下等の砂利地業の面積による。」と記載がありますが、「公共建築設備数量積算基準」では、根切り床付けについての記載はありません。